

～消費税10%の準備できていますか？～

消費税率引き上げに伴う無料経営相談 窓口を開設します！（予約制）

平成31年10月1日より、消費税率が10%に引き上げになります。
同時に軽減税率制度も実施されます。これらの消費税の制度改正について、事前に十分な準備が必要です。そこで、（公財）台東区産業振興事業団では消費税対策のための経営相談窓口を開設いたします。中小企業診断士や公認会計士が皆様の経営相談に対応いたします。

【相談日時】 平成31年2月12日（火）～3月8日（金） ※下記参照

平日 10時～16時（1社1時間程度、1日5枠、要予約）

【会場】

台東区中小企業振興センター 相談室

（台東区小島2-9-18 旧小島小学校）

最寄駅 都営地下鉄大江戸線・

つくばエクスプレス「新御徒町」徒歩3分

※ 駐車場には限りがございますので公共機関をご利用下さい。

【対象者】

区内中小企業の方々



<予約受付先>

（公財）台東区産業振興事業団 経営支援課 相談担当

所在地 〒111-0056 台東区小島2-9-18 中小企業振興センター

電話 03-5829-4125

主催：公益財団法人台東区産業振興事業団

共催：・一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 城北支部 ・日本公認会計士協会東京会台東会

協力：・東京商工会議所 台東支部 ・日本政策金融公庫 上野支店